様式第１号（第３条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="5">選挙人名簿</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="5">亀山市選挙管理委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称/保護管理者</td><td colspan="5">選挙管理委員会事務局（選挙管理グループ）/事務局長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="5">公職選挙法に基づく選挙人名簿</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td>基本的事項
☐個人番号
☑氏名
☑住所
☑生年月日
☑性別
☐年齢
☐国籍
☐本籍
☑続柄、親族関係
☐戸籍の身分事項
☐その他
（　　）</td><td>家庭､社会生活
☐電話番号
☐家庭状況
☐職業、職歴
☐地位
☐資格、免許
☐団体加入
☐賞罰、犯罪歴
☐その他
（　　）</td><td>経済活動
☐収入
☐財産状況
☐課税、納税額
☐取引状況
☐公的扶助
☐その他
（　　）</td><td>心身関係
☐健康状態
☐病歴
☐妊娠、出産
☐障がい
☐容姿、特徴
☐その他
（　　）</td><td>知識、能力
☐学業成績
☐勤務成績
☐試験成績
☐その他
（　　）
その他
・投票区
・転入出日
・公職選挙法第２７条に基づく表示</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="5">亀山市の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き三箇月以上亀山市の住民基本台帳に記録されている者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="5">公職選挙法に基づく住民基本台帳からの収集
公職選挙法に基づく本籍地及び前住所地選挙管理委員会からの通知</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="5">☑含む　　☐含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="5">津地方裁判所
津検察審査会事務局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="5">（名　称）亀山市選挙管理委員会事務局</td></tr>
<tr><td colspan="5">（所在地）〒519-0195　亀山市本丸町５７７番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="5">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td colspan="3">☑電算処理ファイル
（法第 60 条第２項第１号）</td><td colspan="2" rowspan="2">☑紙媒体のファイル
（法第 60 条第２項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="3">☑政令第 21 条第７項に該当するファイル（※）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>